

民間活力の活用推進指針

— 地域の多様な民間主体の参画のために —

平成27年3月

青 森 県

目 次

第1	趣 旨	1
第2	本県におけるこれまでの取組	
	Ⅰ 民間移行（民間譲渡を含む）	2
	Ⅱ 民間委託	2
	Ⅲ 民間との連携・協働	2
第3	民間活力の活用に係る基本理念	3
第4	民間活力の活用の進め方	
	Ⅰ 民間活力の活用形態	4
	Ⅱ 民間活力の活用に係る相手方	13
	Ⅲ 民間活力の活用検討手順	16
第5	留意事項等	19
	参考資料等	21

第1 趣 旨

現在、青森県は限られた人員及び財政基盤の下、少子化、高齢化、人口減少及びグローバル化の進展といった社会変化の中で、様々な県民ニーズに対応しつつ、総コストの削減、行政サービスの向上、地域経済の活性化及び地方分権の推進といった様々な課題に取り組むことが求められています。

一方、上記のように高度化・多様化する行政課題に対して、地域の多様な民間主体がその担い手として公共分野に進出し、行政と共に取り組むことで、行政が単独でサービスを提供するよりも、柔軟かつ効果的な公共サービスを提供できるようになりました。

本県においても、過去 10 年以上にわたり民営化、民間委託、指定管理者制度及び地方独立行政法人等に代表される民間活力の活用手法による組織のスリム化及び効率的な業務運営を通じて経費節減を実現してきたところです。

今後更なる進行が予想される人口減少・低成長社会に柔軟かつ効果的に対応するためには、各民間主体をより最適な公共サービス実現のための重要なパートナーとして再認識し、人員やコストの削減効果に加えて、地域での課題解決についても視野に入れた幅広い民間活力の活用を実現させる必要があります。

青森県は、「青森県行財政改革大綱」（平成 25 年 12 月策定）の協働戦略において、民間活力の活用を高度化・多様化する行政課題への有効な解決策の一つとして位置付け、その具体的な取組として「青森県行財政改革実施計画」（平成 26 年 3 月策定）で、民間移行及び民間委託の推進というこれまでの取組を継承しつつ、民間が有するノウハウや機動性が期待できる分野を中心に連携・協働の取組を実践するための取組方針を策定することとしております。

今回策定する「民間活力の活用推進指針」は、職員一人ひとりが民間活力の活用の重要性を再認識し、民間移行、民間委託及び連携・協働の幅広い取組につなげるためのガイドラインであり、本指針を活用することで業務マネジメントなどを通じた、より最適な公共サービスの提供に取り組むことを推進します。

第2 本県におけるこれまでの取組

本県におけるこれまでの民間活力の活用に係る取組については、平成7年に策定した青森県行政改革大綱以降、簡素で効率的な行財政運営の推進の観点から、全庁を挙げて推進し、施設の管理運営及び定型的業務等を中心に、可能なものから積極的に実施してきたところです。過去10年間を振り返ると、第4次青森県行政改革大綱（平成16～20年度）及び第1次青森県行財政改革大綱（平成21～25年度）期間の取組実績は以下のとおりです。

I 民間移行（民間譲渡を含む）

取組期間	件数	主な内容
平成16～20年度 （第4次行政改革）	8件	・青森県介護支援専門員実務研修受講試験業務 ・保育士試験実施業務 ・養護老人ホーム及び知的障害者援護施設運営業務 （計4件）
平成21～25年度 （第1次行財政改革）	7件	・県産品販売促進業務 ・土壌分析業務 ・建築士事務所登録等業務

II 民間委託

取組期間	件数	主な内容
平成16～20年度 （第4次行政改革）	53件	・広報資料作成業務（県民の声データベース） ・青森県自治研修所の研修実施業務 ・道路台帳等整備業務
平成21～25年度 （第1次行財政改革）	17件	・県有財産売却業務 ・県庁代表電話交換業務 ・財務会計オンラインシステム維持管理業務

III 民間との連携・協働

取組期間	件数	主な内容
平成21～25年度 （第1次行財政改革）	26件	・あおもり子育て応援わくわく店事業 ・企業による青い森づくり支援事業 ・環境公共推進技術実践事業

第3 民間活力の活用に係る基本理念

民間活力の活用は、民間が持つ知識や技術、特性を公共分野に導入し、先駆的・創造的な取組を通じて、多様化する県民ニーズに対応しながら、地域の課題解決や活性化を目指すものです。

行政においては、民間ならではの発想や専門性に触れることで、職員の意識改革や効率的な業務運営の契機となり、行財政改革の推進につながることを期待されます。

また、地域重視、県民目線の意見や提案等を通じて、個別課題に対する多面的な見方や捉え方を可能にし、公共サービスの最適化に向けた、より効果的な対応策を講じることができるようになります。

一方、民間においては、行政との取組を通じた活動実績を積み重ねることで、社会的信頼を得、事業活動と社会貢献における好循環を実現することができます。

上記の効果を最大限に高め、持続的かつ安定的な体系を実現させるためには、各職場で民間活力の活用に積極的に取り組むと同時に、職員一人ひとりがこの取組を通じて得られるメリットを十分に理解することが重要です。

本指針により、活動領域の異なる主体同士が相互理解の下、最適な取組形態を選択し、対等な立場で協力し、双方の特性を最大限に発揮することを通じて、様々な分野におけるより最適な公共サービスを提供していくため、民間移行、民間委託及び連携・協働の取組を推進します。

本指針では、次章以降において、民間活力の活用を進める上での形態、検討手順及び留意事項等について解説します。

第4 民間活力の活用の進め方

I 民間活力の活用形態

民間活力の活用形態については時代の変遷、県民ニーズの多様化、法令の整備等により、選択幅が拡大しており、事業目的を確実に達成するためには、最も効率的で、高い効果が期待される形態を選択する必要があります。

1 効率的で質の高い公共サービスの提供が期待できるもの

より最適な公共サービスの提供を目的とし、民間が持つノウハウ等を活用して民間活力の活用を進める場合の形態は、主体性に注目すると以下のとおり類型分けすることができます。

行政			民間	
A 行政主体の領域	B 行政主導の領域	C 対等の領域	D 民間主導の領域	E 民間主体の領域
行政が単独で責任を持って対応する領域	行政が主導、民間への協力を求める領域	行政と民間がそれぞれの特性を活用して協力する領域	民間が主体的に活動する事業に行政が協力・支援する領域	民間が単独で主体的に活動する領域

委託型	協働型	民間移行・民営化型
委託 包括委託	指定管理者制度 ネーミングライツ 庁舎広告 ESCO事業 貸与 公有財産の活用 PFI コンセッション方式	地方独立行政法人 第三セクター 民間移行・民間譲渡

・「職員のためのパートナーシップ入門－県民と協働のために－」(青森県総務部政策推進室、平成14年)、「木更津市PPP(官民連携手法)導入指針」(木更津市)及び「NPOと行政の協働を進めるための協働事業推進ガイドライン」(岐阜県)を参考に作成。

・各種取組形態については、理解促進のために模したものであり、この図表のとおりに当てはまらないものもあります。

(1) 委託・包括委託

委託

- 行政が実施する事業のうち、定型的な業務、一時的に事務量が増加する業務及び専門的技術を要する業務等について、その全部又は一部を民間に委ねる。
 - 民間特有の資源・能力を活用することで業務の効率化及びコスト削減を図る。
- 【県の取組】庁舎各種設備等の保守管理業務、庁舎清掃業務、電話交換業務、各種調査・集計・データ入力業務について委託を実施。

包括委託

○行政が実施する複数の定型的な業務及び専門的技術を要する業務等について、一体化して民間に委ね、民間特有の資源・能力を活用することで業務の効率化及びコスト削減を図る。

【県の取組】平成23年度から八戸工業用水道事業の機器運転操作等業務について包括委託を実施。

(2) 指定管理者制度

○公の施設について地方自治法の規定に基づき、法人その他の団体の中から行政が指定する者（指定管理者）に管理を行わせる。

○制度の導入を通じて総コストの削減及び柔軟かつきめ細かな公共サービスの提供を図る。

【県の取組】平成18年度から、青森県立三沢航空科学館、青森県男女共同参画センター、青森県営駐車場、青森県営浅虫水族館、青森県営スケート場等を対象に導入。

(3) ネーミングライツ、庁舎広告

ネーミングライツ

○公共施設等に企業名又は商品名等の愛称を付け、対価を得る。

○民間は愛称を通じた宣伝効果を得、行政は施設の維持管理及び機能充実に充てる安定的な財源を得る。

【県の取組】平成23年度から、青森県営スケート場、新青森県総合運動公園総合体育館（青い森アリーナ）に導入。

庁舎広告

○行政財産等に企業広告を設置・掲載することで、民間の事業活動を周知し、地域経済の活性化に寄与するとともに、新たな財源を得る。

【県の取組】平成26年度から、県民ホール、エレベーターホール、エレベーター内部、トイレ内部を対象に実施。

(4) ESCO (エスコ) 事業 (Energy Service Company: エネルギー・サービス・カンパニー)

- 民間から公共施設等における省エネ改善のための包括的なサービスの提供を受ける。
 - 事業に必要な費用はサービス提供者から保証される光熱水費の削減分に対応する。
- 【県の取組】平成20年度から、本庁舎及び警察本部庁舎にコージェネレーション（発電により発生する排熱を給湯や冷暖房などに活用する発電システム）、空調インバーター制御、吸排気制御、エネルギー包括管理システム（BEMS）等を導入。

(5) 貸与、公有財産の活用

貸与

- 行政が所有する物品等について、これを持たない民間に無償又は有償で貸与し、民間が当該物品を活用した公共サービスの提供を行う。
 - 民間の財務負担を軽減しつつ、多様な公共サービス提供の確保を図る。
- 【取組事例】備品、各種調査資料の貸与

公有財産の活用

- 行政が所有する施設や敷地等について、休日等の閉庁時に民間が利用することで、公有財産の稼働機会を増やし、民間の事業の円滑な推進を通じて、間接的な公共サービス提供機会の拡大を図る。
- 【取組事例】休日の学校施設の一般開放（神奈川県）等

(6) PFI (Private Finance Initiative: プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)

- 公共施設等の設計、建設、改修、維持管理及び運営に、民間の資金やノウハウを活用することで、効率的で質の高い公共サービスの提供を図る。
 - 性能発注や設計、建設、維持管理、運営等を一括して発注することにより、民間の創意工夫などの運営能力や革新的手法の開発が促され、建設費や管理運営費の低減が期待できる。
- 【取組事例】下水道浄化槽整備事業（十和田市）等

(7) コンセッション方式

- PFI運営手法の一類型。公共施設等の運営権を独立した財産権として設定し、行政がこれを民間に売却することで対価を得る。民間による運営面での自由度を高めることで、需要変動に柔軟な対応を取ることが可能となる。
 - 行政は対価収入を通じた費用の早期回収が可能となり、民間事業者には経営努力を通じた収益獲得のインセンティブが働く。
- 【県の取組】青森県行財政改革実施計画（平成26年3月策定）で、青森空港の管理運営、県営駐車場の運営について、導入の調査・検討を行うこととしている。

(8) 地方独立行政法人

- 地域において確実に実施されることが必要な事業であって、行政が自ら主体となって直接実施する必要のないもののうち、企業等に委ねた場合は必ずしも実施されないおそれがあるものを効果的・効率的に行わせることを目的として、行政が設立する法人。
- 【県の取組】平成20年度に青森県立保健大学、平成21年度に青森県産業技術センターを地方独立行政法人化。

(9) 第三セクター

- 行政の出資による事業体として、地域の振興や活性化等を目的として設立する法人。
 - 本来、行政が行うべき事業を民間の資金及び能力等を導入して行う。
- 【県の取組】平成13年度設立の青い森鉄道株式会社をはじめ、各種公社等がある。

(10) 民間移行・民間譲渡

- 行政が実施する事業のうち、法令等で行政が専管的に行うことが留保されている事業等を除き、民間により同様のサービスを提供することが可能なものについて、民間へ移行又は譲渡する。
- 【県の取組】平成15年度以降、食鳥検査業務及び保育士試験業務等の試験・検査業務等について民間移行を実施。また、平成17年度以降、養護老人

ホーム及び知的障害者援護施設等の運営（計4件）等について民間譲渡を実施。

2 質の高い公共サービスの提供が期待できるもの

効果的・効率的な公共サービスの提供を目指しつつ、県民目線の意見や提案、民間の創意工夫等を通じて更なる質の向上を図るための形態は、その取組に着目すると以下のとおり類型分けすることができます。

政策提言等	事業協力等	資金協力等
政策提言・政策立案 情報交換・意見交換 附属機関・懇話会等 民間との人事交流	後援・共同・共催 事業協力 個別協定・包括協定 協議会・実行委員会	補助・助成

・各種取組形態については、理解促進のために模したものであり、この図表のとおりに当てはまらないものもあります。

(1) 政策提言・政策立案

政策提言

- 政策及び施策について、民間が持つ専門性及び活動実績に基づき、提言・提案を行う。
- 民間の視点を踏まえた提言・提案を取り入れることで県民ニーズに対応した政策の実施が可能になる。
- 【県の取組】平成13年度から一般県民等の意見を政策に反映させるパブリックコメント制度を導入。

政策立案

- 個別具体的な施策及び事業について、民間が企画の初期段階から参画し、提言・提案を行う。
- 民間独自の発想を計画当初から取り入れることが可能。
- 【県の取組】平成22、23年度に下北縦貫道路の計画について地域住民による意見参画（パブリックインボルブメント）を実施。

(2) 情報交換・意見交換、附属機関・懇話会等

情報交換・意見交換

○行政と民間とが事業及び取組を推進するに当たって、双方が持つ情報を積極的に提供し合い、意見の交換等を行う。長期的な継続により相互理解を深めることができる。

○行政は地域課題及び県民ニーズを把握することができ、民間は行政がこれまで蓄積した情報・ノウハウを得ることができる。

○具体的な類型として、以下のフォーラム及びワークショップが挙げられる。

〔フォーラム〕

- ・議題（テーマ）に沿って発言するパネリストを選び、意見を取りまとめる司会進行役を置く。司会進行役は、各パネリストの問題提起及び参加者の意見等を取りまとめることで地域課題を明らかにし、県民ニーズを把握する。

〔ワークショップ〕

- ・議題（テーマ）ごとにグループを構成し、各グループに司会進行役を置く。司会進行役は参加者の意見等を取りまとめることで地域課題を明らかにし、県民ニーズを把握する。

【県の取組】フォーラムとして、青森ブランドフォーラム、オープンデータ活用推進フォーラム、青森県がん患者支え合いフォーラム等があり、フォーラムの分科会や下部組織として広く意見等を募ることを目的にワークショップを実施することがある。

附属機関・懇話会等

〔附属機関〕

- ・法律又は条例の定めにより設置し、県民の意見を反映し、専門的な知識を導入又は公正を確保するために、県民、関係団体及び専門的知識を有する者等から意見を求めることを目的とするもの。

〔懇話会等〕

- ・附属機関に類似し、県行政に対する意見交換、懇談等の場として、要綱等により設置されるもので、構成員に公務員以外の者を含むもの。

※附属機関及び懇話会等とともに委員公募の実施及び女性委員の登用を進める。

【県の取組】附属機関として、青森県防災会議、青森県総合計画審議会、青森県男女共同参画審議会等、また、懇話会等として、青森県行財政改革推進委員会、青森県史編さん委員会等がある。

(3) 民間との人事交流

- 行政と民間との相互の信頼に基づき、情報交換・知識の相互共有の効率を高めることを目的として双方の人的ネットワークを発展させ、担当者同士の交流を行う。
 - 期限付きで担当者の派遣・出向及び受け入れを行うこともある。
- 【県の取組】民間企業等を対象に職員の派遣及び受け入れを行っている。

(4) 後援、共同・共催

後援

- 民間が実施する事業に公益性が認められ、行政が当該事業の趣旨に賛同する場合に、後援名義を通じて当該事業の社会的理解を得る。
 - 資金面での支援はなく、人的・物的な支援についても間接的に提供する程度に限定される。
- 【県の取組】「ぜ～んぶあおもり大農林水産祭」への後援など事業の公益性を各課で判断し、実施。

共同・共催

- 行政と民間とが対等な立場で共に資金とノウハウを出し合い、事業を行う。
 - イベント・セレモニー等の開催の場合を特に「共催」という。
 - 事業に係る権利、義務、責任及び成果については双方が共有する。
- 【県の取組】医療機器開発MOT（技術経営）プログラム等を実施。

(5) 事業協力

- 行政と民間が対等な立場で双方の役割分担の下、一定期間の間、継続的に協力しながらそれぞれの事業を実施・展開する。
 - 「共同・共催」とは異なり、同一事業を実施・展開するとは限らない。
- 【県の取組】健康づくり及びがん対策、レジ袋削減推進、子育て応援事業等を通じた民間との協力・提携を実施。

(6) 個別協定・包括協定

個別協定

- 行政と民間が専門的な分野を対象に事業協定を結び、双方の協力の下で公共サービスの提供を行う。
 - 行政は民間が保有する知識及び人的・物的資源を活用し、専門分野における県民ニーズに対応したきめ細かな公共サービスの提供を可能にする。
 - 民間は社会貢献を通じたPR効果を得ることができ、公共面から地域と関わることで新たな視点による県民ニーズを把握し、新規マーケットの開拓等に向けた成長機会を得る。
- 【県の取組】災害時応援協力、交通安全活動、ICT普及推進、リサイクル推進、森林保全等を対象に庁内事業担当課が民間と協定を締結。

包括協定

- 多方面で事業を展開する民間企業等と、幅広く公共サービスを展開する行政との双方に共通する事業等について、複数分野での連携協定を結び、実践することで、双方が持つ資源・特性について相乗効果を発揮し、地域に密着した総合的な公共サービスを提供する。
 - 協定に基づく事業を通じて、担当者間の意見交換、情報提供が密になり、双方の信頼関係が深まるとともに、民間が実施する事業を通じた相応規模の政策的効果が期待できる。
- 【県の取組】平成20年度以降、4つの企業と包括協定を締結。主な連携分野は以下のとおり。
- 地産地消推進・地域産品販促、県政情報の発信、健康増進・食育、子ども・青少年育成、地域防犯、災害対策、環境保全・リサイクル、文化・観光振興

(7) 協議会・実行委員会

協議会

- 行政と民間との間で個別政策に関連する組織を構築し、課題解決に向けた情報交換、意思疎通を行う。
 - 専門的な課題について検討を行うため、下部に「作業部会」（ワーキング・グループ）を設けることがある。
- 【県の取組】青森県電子自治体推進協議会、青森県自動車関連産業振興協議会、あおもり高齢者すこやか自立プラン推進協議会等

実行委員会

- 企画の立案から事業完了までの間、組織を構築し、事業・イベント等の実施・展開を通じた目標の達成及び課題解決に取り組む。
 - 意思決定の効率化・迅速化を図るため、下部に「作業部会」（ワーキング・グループ）を設けることがある。
- 【県の取組】「青森の正直」商談会実行委員会等

(8) 補助・助成

- 民間が実施する事業に公益性が認められる場合に、行政の支援を通じて当該事業の更なる充実を図る。
 - 公益上必要と認められる特定の研究等を支援、育成する場合を特に「助成」という。
 - 資金面での支援が主たる支援要素であり、事業実施に係る責任及び成果物は原則として民間主体に帰属する。
 - 双方の役割を明確にし、実施期間をあらかじめ設定するとともに、一定期間ごとに振り返り、評価を行う。その後は他の形態に発展的に移行できるように取り組む。
- 【県の取組】新商品開発等を対象に各種取組がある。

Ⅱ 民間活力の活用に係る相手方

民間活力の活用における最大の特徴は、異なる主体同士がそれぞれの強みを活かし、不得意な部分を互いに補い合って相乗効果を生み出す点にあります。

そのため、取組を実施するに当たっては、相手方の特性を把握しておくことが事業の成否における重要なポイントです。特に、これまで事業で手がけた実績がない相手方については、行政側の組織内における経験の蓄積が十分ではないため、事業当初から様々なリスクが伴うこともあります。

民間主体それぞれの特性をあらかじめ理解することは、相手方を共通目的の達成に向けたパートナーとして位置付けることを可能とし、このことは事業の良好なスタートを切ることにもつながります。

民間活力の活用のパートナーとしての各民間主体の種類、特性及び想定される取組形態は以下のとおりです。

	組織の種類	
	法人	任意団体
営利組織(団体)	<ul style="list-style-type: none"> ○大企業 ○中小企業 	/
非営利組織(団体)	<ul style="list-style-type: none"> ○社団法人・財団法人 ○特別法に基づく法人 (医療法人、社会福祉法人、商工会、農業協同組合、 学校法人等) ○特定非営利活動法人(NPO法人) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア団体 ○地縁団体(町内会等)

1 大企業

<p>特長</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大きな資金力があり、経営が安定している。多面的な事業活動が期待できる。 ○事業活動そのものが政策的効果を発揮する場合がある。 ○県内全域又は他都道府県域での広範囲にわたる事業展開に有効。
<p>留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の実情に詳しくない場合があるため、事業実施の背景等について事前に分かりやすい説明を行う。
<p>取組形態</p> <ul style="list-style-type: none"> ○PFI、コンセッション方式、包括協定等を通じた広範囲(全国、県内全域)にわたる取組

2 中小企業

特長
○資金力があり、地域経済の実情に詳しい。 ○土地・施設、雇用者から取引先まで、県内要素が占める割合が高く、地域経済への直接的な効果が期待できる。 ○経済活動を通じた地域密着型の事業を展開する場合に有効。
留意点
○県外地域での事業展開には限界があるため、取組内容について十分に勘案して進める。
取組形態
○委託、指定管理者制度、個別協定等を通じた広範囲（県内全域）にわたる取組

3 社団法人・財団法人、特別法に基づく法人

特長
○一般社団法人・一般財団法人は、定款に定めた特定分野について事業活動を行い、そのうち、公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については公益認定を受けることで公益社団法人・公益財団法人となり、一定の公益性が担保される。 ○特別法に基づく法人（医療法人、社会福祉法人、商工会、農業協同組合、学校法人等）は、根拠法に基づく事業活動分野について、高い専門性と関連主体とのネットワークを持つ。 ○上記の法人では、定款等に基づく組織体制の確立及び会計一般原則の導入を通じて、経営の透明性が担保されている。
留意点
○事業活動の内容が所掌する特定分野に限られているため、取組内容について十分に勘案して進める。
取組形態
○委託、特定分野における事業協力、共同・共催等を通じた専門的な取組

4 特定非営利活動法人（NPO法人）

特長
○法人設立の時点でNPO法上の設立要件を満たしているため、一定の公益

性が担保され、定款で定められた事業活動分野（保健・医療・福祉、社会教育、まちづくり、学術・文化、男女共同参画、職業能力開発、消費者保護等）について専門性が期待できる。
留意点 ○法人ごとに規模及び組織力が異なるため、取組内容について事業実施が可能かどうか十分に勘案して進める。
取組形態 ○委託、地域・分野を限定した協議会・実行委員会等の専門的な取組

5 ボランティア団体

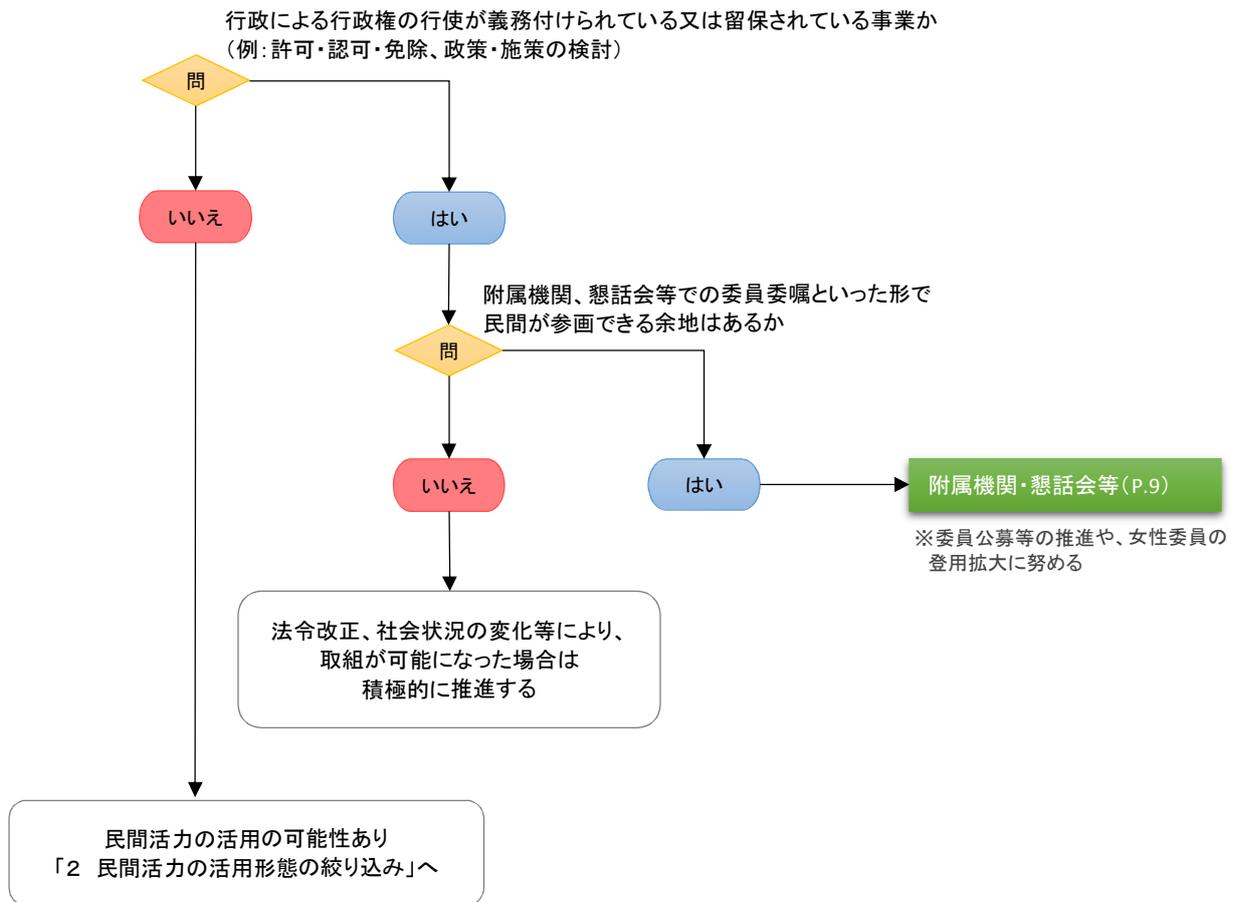
特長 ○定款に縛られず幅広い社会活動を行うことができる。 ○構成員が余暇等を利用して参加でき、人員及び組織形態に流動性がある。 ○地域及び社会生活に密着した活動について、機動性が期待できる。
留意点 ○責任の所在が不明瞭になる場合があるため、双方の明確な役割分担の下、適切な進行管理とともに事業を進める。
取組形態 ○事業協力、実行委員会への参画等を通じた取組

6 地縁団体（町内会等）

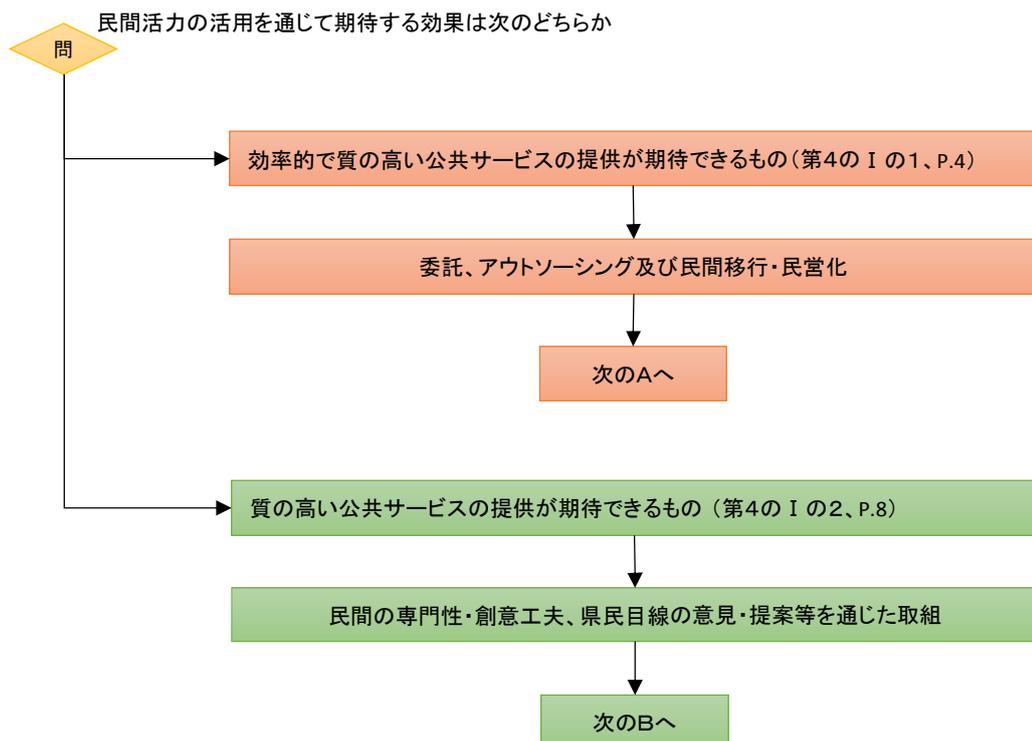
特長 ○地域の実情を理解し、地元住民の意見を傾聴することができる。 ○高齢者・子ども等、幅広い年齢層の参加が期待できる。 ○防災、清掃及び地域公共施設の維持管理等、地域に根ざした活動や課題の解決が可能。
留意点 ○活動範囲が限定的であるため、広範囲にわたる事業については、事前に対応策が必要となる。
取組形態 ○地域特性に対応した情報交換・意見交換等の取組

Ⅲ 民間活力の活用検討手順

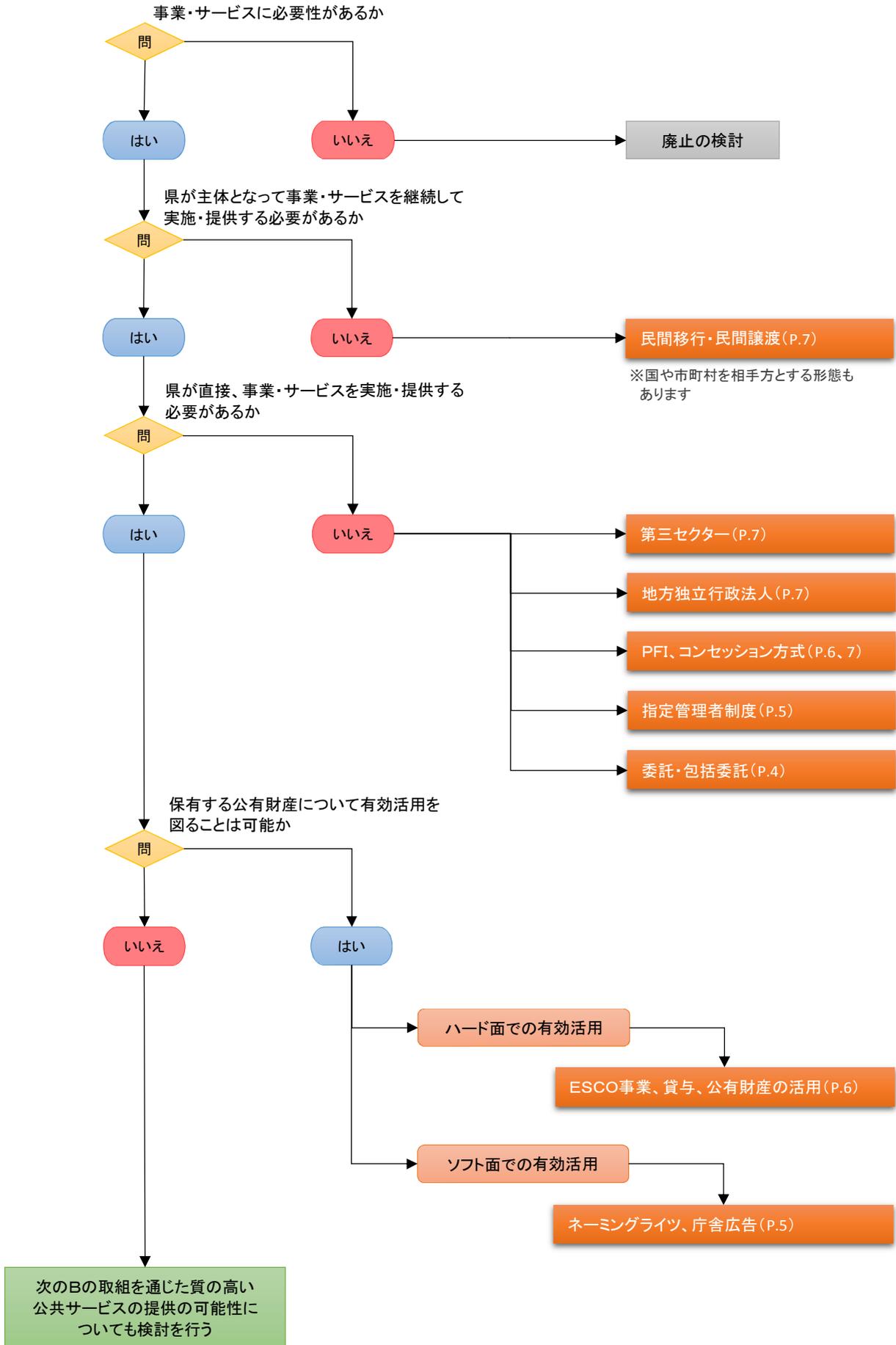
1 民間活力の活用の可能性の検討



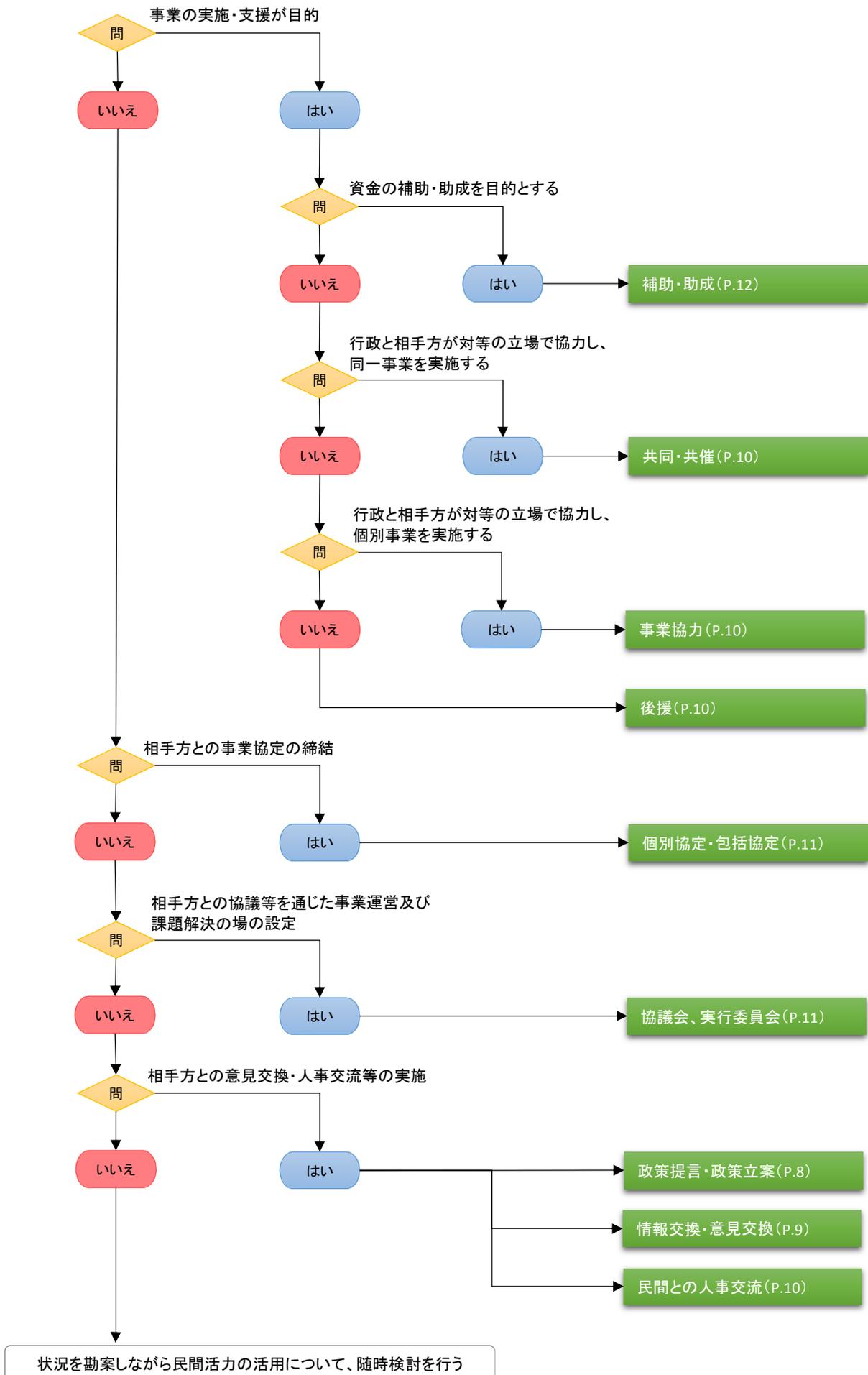
2 民間活力の活用形態の絞り込み



A 効率的で質の高い公共サービスの提供が期待できるもの



B 質の高い公共サービスの提供が期待できるもの



第5 留意事項等

民間活力の活用は、公共サービスの担い手を行政のみに限定せず、多様な民間主体が持つ資源や知識等を活かし、地域の活性化や課題解決を図るものですが、その効果を十分なものにするためには、双方の相応な努力が求められます。

行政と民間では活動領域が異なる主体同士であるため、相互理解と役割・責任の明確化が十分でない場合、時間と労力を無用に費やし、目標達成が困難になります。

県民から信頼され、支持される民間活力の活用に向けて留意すべき事項は以下のとおりです。

I 目標と課題の明確化

取組を通じて達成しようとする目標を明確化し、取組内容と目標との間に齟齬がないか事前に確認を行い、明らかになった課題点については解決策を定め、目標達成に向けた双方の合意形成を行います。

II 相互理解と役割・責任の明確化

双方の特性及び社会的使命を十分に認識・理解し、相手方の自主性・自立性を尊重します。役割分担について、あらかじめ双方の特性や資源に応じて権限の範囲、経費負担、成果の帰属等を明確にします。また、不測の事態を想定し、双方の責任の所在及び対処方法について協議します。

III 事業の進行管理

事業に係る仕様及び実施期間等を具体的に明示・文章化し、当該期間中は定期的な協議の場を設け、情報交換・意見交換を密にするとともに、業務工程表の作成及び目標到達度の確認等を通じた適正な事業実施に努めます。

IV 事後評価の実施

事業結果について、目標の達成度及び取組による効果の観点から点検と評価を行います。明らかになった課題について、今後の事業実施や政策展開に反映させるようにします。

V わかりやすい説明

双方が保有する情報を積極的に開示し、担当者間の考え方が乖離しないように情

報共有に努めます。資料では難解な専門用語を避け、図表等を用いたわかりやすい内容を心掛け、相互理解を深めるようにします。

VI 情報発信

民間活力の活用成果等を社会に還元し、県民に関心を持ってもらうため、新たな分野や手法による取組については、その内容や進捗、実績についてインターネット及びプレスリリース等を通じた情報発信に努めます。

参考資料等

本指針の策定に当たって参考とした資料等は以下のとおりです。

青森県「職員のためのパートナーシップ入門－県民と協働のために－」

青森県「NPOリーフレット」

岩手県「協働推進マニュアル」

茨城県「茨城県協働推進マニュアル～協働ハンドブック～」

栃木県「栃木県民間活力活用指針」

埼玉県「NPOとの協働・始めの一步」

木更津市「木更津市PPP（官民連携手法）導入指針」

神奈川県「民間活力活用指針」

岐阜県「NPOと行政の協働を進めるための協働事業推進ガイドライン」

大阪府「大阪版PPP改革について」

神戸市「神戸市公民連携（PPP）ガイドライン」

山口県「県民活動団体との協働に関するガイドブック」

香川県「共助の社会づくり推進指針」

愛媛県「愛媛県アウトソーシング・ガイドライン」

青 森 県

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号

<http://www.pref.aomori.lg.jp/>

総務部行政経営管理課

電話 017-734-9107 Fax 017-734-8014

gyokan@pref.aomori.lg.jp
